

放送サービス契約約款 変更点一覧

放送サービス契約約款 変更前	放送サービス契約約款 変更後	備考																					
(放送サービスの種類) 第10条	(放送サービスの種類) 第10条 (6) デジタル放送サービス基本利用料金以外の別表記載の有料によるケーブルプラスSTB2により提供されるサービス。 (以下「ケーブルプラスSTB2」といいます)	追加 以降、降番																					
(デジタルベーシックチャンネルの利用) 第11条	(デジタルベーシックチャンネルの利用) 第11条 4 ひまわり光バック1ギガトリプル、ひまわり光バック500メガトリプル、ひまわり光バック500メガダブルの最低利用期間は、各ひまわり光バックの契約対象サービスのご利用料金が満額請求となる月から起算して3年間とします。3年契約終了月の翌月(37ヶ月目の月の1日から末日まで)、翌々月(38ヶ月目の月の1日から末日まで)のように、契約日から満3年(整数倍)の期間が経過した直後の2ヶ月間を契約更新月として定めます。契約更新月にお客様からのお申し出がない限り、同一契約条件で3年間自動更新となり、以降も同様となります。	項目追加																					
	5 前項の最低利用期間内に、契約の解除があった場合は、加入者は会社に対し、事項に定めるところにより計算した解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとします。																						
	6 前項の解除料は、下記表に準じた額とします。 <table border="1" data-bbox="1160 432 1921 507"> <thead> <tr> <th colspan="3">利用期間</th> <th colspan="4">利用期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～12ヶ月目</td> <td>13～24ヶ月目</td> <td>25～36ヶ月目</td> <td>37・38ヶ月目</td> <td>39～48ヶ月目</td> <td>49～60ヶ月目</td> <td>61～72ヶ月目</td> </tr> <tr> <td>48,000円</td> <td>36,000円</td> <td>10,000円</td> <td>契約更新月</td> <td>48,000円</td> <td>36,000円</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">自動更新</p>	利用期間			利用期間				1～12ヶ月目	13～24ヶ月目	25～36ヶ月目	37・38ヶ月目	39～48ヶ月目	49～60ヶ月目	61～72ヶ月目	48,000円	36,000円	10,000円	契約更新月	48,000円	36,000円	10,000円	以後 同様
利用期間			利用期間																				
1～12ヶ月目	13～24ヶ月目	25～36ヶ月目	37・38ヶ月目	39～48ヶ月目	49～60ヶ月目	61～72ヶ月目																	
48,000円	36,000円	10,000円	契約更新月	48,000円	36,000円	10,000円																	
	(ケーブルプラスSTB2の利用) 第14条 ケーブルプラスSTB2の利用は、「ケーブルプラスSTB・STB2利用規約」に定めるところによります。	追加 以降、降番																					
(放送サービス利用の休止) 第16条 2 休止期間中のデジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、デジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VOD利用料金は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月まで無料とします。但し、この場合加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の設備維持費として、月額400円(税込 440円)をお支払いいただけます。	(放送サービス利用の休止) 第17条 2 休止期間中のデジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VOD利用料金は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月まで無料とします。但し、この場合加入者は、休止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の設備維持費として、月額400円(税込 440円)をお支払いいただけます。	文言追加																					
(利用料金) 第26条 加入者は、放送サービスの利用に際し、デジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録を利用する場合には、新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、デジタルベイチャンネルを利用する場合にはデジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VODを利用する場合にはIP-VOD利用料金を、別表記載のとおりデジタルホームターミナル1台ごとにお支払いいただけます。	(利用料金) 第27条 加入者は、放送サービスの利用に際し、デジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録を利用する場合には、新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2を利用する場合には、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルベイチャンネルを利用する場合にはデジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VODを利用する場合にはIP-VOD利用料金を、別表記載のとおりデジタルホームターミナル1台ごとにお支払いいただけます。	文言追加																					
(利用料金の減免) 第27条 会社が第22条(引込設備、宅内設備の故障等)の事由により第10条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を会社又は代理店に申し出てから1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、その月のデジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、デジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VOD月額基本料金は無料とします。	(利用料金の減免) 第28条 会社が第22条(引込設備、宅内設備の故障等)の事由により第10条(放送サービスの種類)に定めるすべての放送サービスを、加入者が点検の請求を会社又は代理店に申し出てから1日から末日までの1ヶ月の中で継続して10日以上行わなかった場合には、その月のデジタル放送サービス基本利用料金、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、ケーブルプラスSTB2利用料金、デジタルベイチャンネル利用料金及びIP-VOD月額基本料金は無料とします。	文言追加																					
	2 会社は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、料金又は工事に関する費用を徴収することが適当ではないと判断したときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免(減額または免除)することがあります。災害が発生した場合においても同様です。	追加 以降、降番																					
	3 会社は、料金等を減免(減額または免除)したときは、その旨を、関係の放送サービス取扱所に掲示する等の方法により周知するものとします。																						
(利用料金等の請求及び支払) 第29条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金の内、デジタル放送サービス基本利用料金又は楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B又は新4K放送対応楽録又はIP-VOD利用料金は翌月に請求し、デジタルベイチャンネル利用料金については、別途会社の定める月に請求するものとします。	(利用料金等の請求及び支払) 第30条 会社は、加入契約締結時に加入契約料金を請求するものとし、利用料金の内、デジタル放送サービス基本利用料金又は楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B又は新4K放送対応楽録又はケーブルプラスSTB2及びIP-VOD利用料金は翌月に請求し、デジタルベイチャンネル利用料金については、別途会社の定める月に請求するものとします。	文言追加																					
付則	付則 3 この約款は、2020年9月1日より施行します。	約款施行日を追加																					

放送サービス契約約款 変更点一覧

放送サービス契約約款 変更前	放送サービス契約約款 変更後	備考
<p>料金表（個人契約） 通則 （料金等の臨時減免） 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の放送サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>	<p>料金表（個人契約） 通則</p>	<p>削除</p>
<p>(1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 ⑤ 新4K放送対応S T B月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 400円（税込 440円）</p>	<p>(1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 ⑤新4K放送対応S T B月額利用料金、<b>ケーブルプラスSTB2利用料金</b> デジタルホームターミナル1台につき 400円（税込 440円）</p>	<p>文言追加</p>
	<p>⑦外付けハードディスク 外付けハードディスク1台につき 900円（税込 990円） ※別途ケーブルプラスSTB2のご契約が必要です。</p>	<p>項目追加 以降、降番</p>
<p>(3) 貸与機器価格相当分</p>	<p>(1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 デジタルホームターミナル価格相当分 ⑥ケーブルプラスSTB2 34,700円/台（税込 38,170円/台）</p>	<p>項目追加</p>
	<p>外付けハードディスク 価格相当分 外付けハードディスク 11,420円/台（税込 12,562円）</p>	<p>項目追加</p>
<p>*ご注意 ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、デジタルベイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。</p>	<p>*ご注意 ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、<b>ケーブルプラスSTB2利用料金</b>、デジタルベイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。</p>	<p>文言追加</p>
<p>料金表（法人契約） 通則 （料金等の臨時減免） 3 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の放送サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。</p>	<p>料金表（個人契約） 通則</p>	<p>削除</p>
<p>(1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 ⑤ 新4K放送対応S T B月額利用料金 デジタルホームターミナル1台につき 400円（税込 440円）</p>	<p>(1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 ⑤新4K放送対応S T B月額利用料金、<b>ケーブルプラスSTB2利用料金</b> デジタルホームターミナル1台につき 400円（税込 440円）</p>	<p>文言追加</p>
	<p>⑦外付けハードディスク 外付けハードディスク1台につき 900円（税込 990円） ※別途ケーブルプラスSTB2のご契約が必要です。</p>	<p>項目追加 以降、降番</p>
<p>(3) 貸与機器価格相当分</p>	<p>(1) 加入契約料金及び事務手数料金、利用料金 デジタルホームターミナル価格相当分 ⑥ケーブルプラスSTB2 34,700円/台（税込 38,170円/台）</p>	<p>項目追加</p>
	<p>外付けハードディスク 価格相当分 外付けハードディスク 11,420円/台（税込 12,562円）</p>	<p>項目追加</p>
<p>*ご注意 ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、デジタルベイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。</p>	<p>*ご注意 ① デジタル放送サービス基本利用料金には、楽録又はブルーレイ搭載楽録又は新4K放送対応S T B及び新4K放送対応楽録利用料金、<b>ケーブルプラスSTB2利用料金</b>、デジタルベイチャンネルの加入契約料金及び利用料金、WOWOWの有料放送サービス利用料金、NHK地上契約及び衛星契約受信料は含まれておりません。</p>	<p>文言追加</p>